居 宅 介 護 支 援 契 約 書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「利用者」という。）と金澤備中居宅介護支援センター（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

○　第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の主旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

○　第2条（契約期間）

この契約の契約期間は　　年　月　日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2　契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○　第3条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

①　利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②　当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③　提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④　居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者およびその家族に説明し同意を受けます。

⑤　その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

○　第4条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

①　利用者およびその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

②　居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③　利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。

○　第5条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

○　第6条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

○　第7条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。

○　第8条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護保険等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。事業者は利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

○　第9条（サービスの提供の記録）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3　利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付をうけることができます。

4　第11条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

○　第10条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項】のとおりです。

○　第11条（契約の終了）

利用者は事業者に対して文章で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約する事ができます。

2　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予定期間を置いて事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域のほかの指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3　事業者は利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約する事ができます。

4　次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定した場合
- 利用者が死亡した場合

○　第12条（秘密保持）

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た情報およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

○　第13条（賠償責任）

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

○　第14条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

○　第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

○　第16条（管理者注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってその業務を遂行します。

○　第17 条（本契約に定めのない事項）

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

○　第18 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め同意します。

上記の契約を証する為、本書を2通作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　年　月　日

契約者氏名

（利用者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者）　住所　　金沢市材木町 21 番 21 号＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者　　金澤備中　居宅介護支援センター

管理者　　寺　井　　多　恵　子＿＿＿＿＿＿＿＿